

会津若松民主商工会規約
税金、記帳、金融、経営相談、労災健保の手続き、法律
会津若松民主商工会 会津若松市門田町飯寺村東 83
電話番号 0242-28-3337 Fax 番号 0242-28-3588

会の趣旨と目的

現在、私たち中小商工業者の税金・金融・社会保障など、営業と生活の全般にわたって、一段ときびしさを増してきています。

これらの原因は、中小業者に対する重税政策・選別融資・大資本大企業の無制限の進出、または高物価政策などを中心とした政府の「近代化政策」にあるために、個々人の力で解決できるほど簡単なものではありません。

民主商工会は、これらの問題をかかえている商工業者が、自分の営業と生活を守り、より一層の向上を図るために、みんなで考え、みんなで励ましあい、力を出し合っ、団結の力で一つづつ願望を実現していくことを目的としています。

そのために、一人ひとりの会員が憲法で保障された「健康で文化的な生活を営む権利」を基礎として、生きる権利を主張し、要求の実現を目指して仲間と堅く団結し、学習や班会を通じて視野を広め、中小業者を苦しめる真の原因を明らかにしていきます。

そして、それを切りひらいてゆくために、力強い行動をし、その中で「民商こそ自分達のものだ。自分達の力で民商を大きく強くしてゆく」という自覚を高めてゆきます。

また、会の目的を実現し、すべての働く人達を苦しめている政治をあらためる目標をかかげて、民主商工会の全国組織である「全国商工団体連合会（略称全商連）」の旗の下に、「福島県商工団体連合会」（略称福商連）への加盟を通じて結集し、中小業者と国民一般に支持される、道理にあった活動を行います。

会員の思想、信教、政治活動の自由は尊重され、保障されます。

本会は、すべての業者と団結し、共通の要求で多くの業者団体と共同して行動し、営業と生活・権利を守り、その繁栄のために努力します。そして、労働者、農民をはじめとする地域のあらゆる民主団体と協力して共に活動し、安心して営業と生活が保障される平和で民主的な社会を目指して努力します。

第1章 会の構成及び事業

(名称及び事務所)

第1条 この会は会津若松民主商工会と呼び事務所を会津若松市内におきます。

(会の構成員)

第2条 この会は原則として、会津若松市及び周辺で営業する商工業者で会の趣旨に賛同したもので組織します。

(事業)

第3条 この会は目的達成のために次のことを行います。

1、税金の学習を通じて、納税者の権利を自覚し、「自主申告」の基本的立場を全会員のものにするのと税制の研究とその改革のために運動します。

2、営業資金の借入など、金融問題の解決に努力し、融資制度を真に中小業者のための制度に改善させるために運動します。

3、営業の繁栄のための経営対策や、会員の健康問題、社会保障問題についての対策をたてます。

4、大資本経営の大スーパー百貨店進出に反対し、これを規制するための条例制度確立の活動をします。

5、借地・借家・交通事故、その他法律問題の相談に応じ、安心して営業できる基盤を確立する努力をします。

6、班会議をきちんと開き、要求問題を出し合い方針を討議し、会員のための会にします。

7、学習会や講演会、親睦のための行事を計画し開催します。

- 8、会報、ニュースの発行、商工新聞の宣伝と配布をします。
- 9、他の業者団体、民主団体と協力し合います。
- 10、その他、目的達成のため必要なことをします。

第2章 会員の加入・脱会、権利と義務

(加入)

第4条 この会に入会したい方は、入会申込書に入会金と一ヶ月分の会費を添えて役員を通じて会長に届けます。ただし、再加入の場合は、理事会の承認を必要とします。

(脱会)

第5条 脱会するときは、脱会届に当月までの会費、その他の未納金を添えて役員を通じ会長に届けます。6ヶ月以上会費を納めず班会にも出席しない会員は、役員によって実情調査と説得の後、脱会の処理をします。

(権利)

第6条 会員はいつでも会のすべての会議に対し自由に意見を述べることができ、平等の権利をもちます。また、いつでも会計帳簿を閲覧することができます。

(義務)

第7条 会員は会費を毎月定期的に納めなければなりません。理由なく3ヶ月以上滞納したものは会員としての権利を停止します。

第8条 会員は、自ら視野を広め全国の教訓から学ぶため「全国商工新聞」を読み、班会に出席し、そこで決まったことを、積極的にやります。広く仲間に会の宣伝をし、会員を増やします。

第3章 会の組織と運営

(機関)

第9条 この会の機関は、総会、理事会、常任理事会とします。

(総会)

第10条 総会は、この会の最高決議機関で毎年一回以上開き、委任状を含む会員の過半数の出席で成立し次のことを決めます。

- 1、会の運動方針
- 2、会の予算・決算・事業報告
- 3、規約の改正
- 4、役員を選出
- 5、その他会の重要事項

第11条 やむをえない事情があるときは総会代議員をもって総会を開くことができます。この場合、代議員の3分の2以上の出席で成立します。代議員の選出基準は理事会で決定します。

(理事会)

第12条 理事会は、総会につく機関で2ヶ月に1回開き、理事の過半数の出席で成立し、総会から総会までの会の運営と事務の執行、その他必要な事項を決定します。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、会長・副会長・事務局長・会計及び常任理事をもって構成し、

- 1、総会及び理事会の決議にもとづいて会務を執行します。
- 2、事務局の日常活動の監督・指導
- 3、その他必要事項

なお必要に応じ専門部を設け、また、執行事項は、総会または理事会に報告して承認を受けます。

(召集・決議)

第14条 すべての会議は会長が招集します。また総会は理事会及び会員の三分の一以上の要求があればいつでも開けます。また議決は出席者の過半数により、規約の改廃は出席者の三分の二以上の賛成を必要とします。

(班・支部)

第15条 会は地域の実情に応じて班を確立し会員は、その班に所属し

ます。班は会の基礎組織で班長をおき、定期的に班会を開き、会の目的達成のために学習や方針を討議し実践します。また会員の要求や意見を出し合いみんなで考え、みんなで行動し、その解決のために努力します。また数班を集合して支部を設けます。

第4章 役員

第16条 この会に次の役員をおきます。

会長1名、副会長若干名、事務局長1名、会計2名、常任理事若干名、理事若干名、会計監査2名

第17条 会長、副会長、会計、事務局長、理事及び会計監査は別に定める役員選出規定により総会で選ばれ、常任理事は理事の互選によって選ばれます。

第18条 会長は会を代表して、会を総括します。副会長は、会長を助け会長に事故があった時、その任務を代行します。会計は、この会計実務及び、財政活動を総括します。事務局長は、この会の事務を総括します。

第19条 この会の役員の任期は総会から総会までとしますが再任を妨げません。理事に欠員が生じたときは、理事会の承認により次期総会まで補充します。

第20条 この会を円滑にしていくために事務局をおきます。事務局は、事務局長1名。事務局員若干名おき、事務局長のもとに会の目的を実現させるために役員会・会員と団結して実務を遂行します。事務局員の任免は理事会で決定します。

第21条 この会に顧問、相談役をおくことができます。この場合理事会の承認を必要とします。

第5章

第22条 この会の経費は、会費、入会金及び寄付金、その他の収入によってまかないます。特別の場合、理事会の取り決めによって臨時に集

めることができます。

第23条 会費は、会員から徴収します。その額は入会金とともに総会において決めます。

第24条 会が会員のために特別の任務を代行したとき、一定額の特別会費を受けます。その額は理事会で決定します。

第25条 事務局の活動費は理事会で決めます。

第26条 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会に報告し承認を受けます。

第27条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとします。

第6章 表彰及び処分

第28条 理事会で必要と認めるときは、組織及び個人に対して総会で表彰することができます。

第29条 この規約に違反したり、会の活動を妨げ、会の名誉をきずつけたりした会員は、理事会の決定によって除名することができます。総会の承認を受けます。

第7章

第30条 会員及び事務局員の慶弔については理事会において別に決めます。

(附則)

第31条 この規約は、昭和51年1月28日より施行します。

年 月 日改定、

第32条 この規約に定めていない事項については、理事会決定によります。